

金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場（いわゆるプロ向け市場）を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるため、金融商品取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. いわゆるプロ向け市場の創設

（1）「特定投資家向け有価証券」等の発行者に対する法定開示規制の免除等

① 特定投資家のみを相手方とする有価証券の取得の勧誘等であつて、次のすべての要件に該当するもの（「特定投資家向け取得勧誘」又は「特定投資家向け売付け勧誘等」）を「有価証券の募集又は売出し」から除外することとする。

イ) 金融商品取引業者等が顧客からの委託等により行うものであること。

ロ) 当該有価証券が特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合に該当すること。（金融商品取引法第2条第3項、第4項関係）

② 「特定投資家向け有価証券」について、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して売り付けるための勧誘以外の勧誘は、原則として、有価証券届出書を提出しているものでなければ行うことができないこととする。

（金融商品取引法第4条第3項関係）

③ 「特定投資家向け有価証券」等の取得の勧誘等を行う者は、その相手方に対し、当該勧誘等に関して届出が行われていない旨その他の事項を告知しなければならないこととする。（金融商品取引法第23条の13第3項関係）

（2）「特定投資家向け有価証券」等及びその発行者に関する情報提供

① 「特定投資家向け取得勧誘」等は、当該有価証券及びその発行者に関する情報（「特定証券情報」）を、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければすることができないこととする。

（金融商品取引法第27条の31関係）

② 「特定投資家向け有価証券」等の発行者は、当該発行者に関する情報（「発行者情報」）を、事業年度ごとに1回以上、これらの有価証券の所有者に提供し、又は公表しなければならないこととする。

（金融商品取引法第27条の32関係）

（3）虚偽の「特定証券情報」等に係る損害賠償責任規定の整備等

「特定証券情報」等のうちに重要な事項について虚偽情報があり、又は提供若しくは公表をすべき重要な事項等に関する情報が欠けている場合について、発行者・役員等の民事責任等について規定することとする。

(金融商品取引法第 27 条の 33～第 27 条の 35 関係)

(4) 特定取引所金融商品市場の開設等に関する規定の整備

- ① 金融商品取引所が特定取引所金融商品市場(会員等が特定投資家等以外の者から委託を受けて有価証券の買付けを行うことが禁止される市場)を開設する場合には、その業務規程において、有価証券の売買の受託の制限に関する事項等について定めることを義務付けることとする。

(金融商品取引法第 117 条の 2 関係)

- ② 特定取引所金融商品市場に関する自主規制業務のうち、投資者保護の根幹に関わる事項以外のものを取り扱う業務について、金融商品取引所から自主規制法人以外の者への委託及び自主規制法人からの再委託を可能とすることとする。

(金融商品取引法第 85 条、第 102 条の 19 関係)

- ③ 認可協会が、協会員が特定投資家等以外の者から委託を受けて有価証券の買付けを行うことの禁止される店頭売買有価証券市場を開設する場合には、その規則において、協会員による有価証券の売買の受託の制限に関する事項等について定めることを義務付けることとする。

(金融商品取引法第 67 条、第 67 条の 12 関係)

(5) 「特定投資家向け有価証券」の取引に係る行為規制

- ① 金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が、一般投資家との間で「特定投資家向け有価証券」の売買等を行うことを、原則として禁止することとする。

(金融商品取引法第 40 条の 4、第 66 条の 14 の 2 関係)

- ② 金融商品取引業者等に、初めて「特定投資家向け有価証券」の取引の申込みを特定投資家等(適格機関投資家等を除く。)から受けた場合において、契約締結前に、イ)「特定投資家向け有価証券」に関する制度、及びロ)その知識等に照らして適当ではない者が取引する場合には投資者保護に欠けることとなるおそれがある旨の告知及び書面交付を行うことを義務付けることとする。

(金融商品取引法第 40 条の 5 関係)

(6) P T S 業務の要件

P T S 業務(私設取引システム運営業務)の対象から、取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外において行うことが不適当なものを除外することとする。

(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号関係)

2. 開示書類に係る公衆の縦覧の制限等

- (1) 内閣総理大臣は、大量保有報告書等の開示書類の訂正に係る書類の提出命令を発する場合には、当該開示書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとするができることとする。

(金融商品取引法第 25 条、第 27 条の 14、第 27 条の 28 関係)

- (2) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めると

きは、開示書類の訂正に係る書類の提出命令を発した旨その他の情報を、当該開示書類に併せて、公衆の縦覧に供することができることとする。

(金融商品取引法第 27 条の 30 の 7 関係)

3. いわゆるファイアーウォール規制の見直し

(1) 取締役等の兼職規制の撤廃等

有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等と、その親銀行等、子銀行等の役職員との兼職に係る規制を撤廃し、届出を義務付けることとする。

(金融商品取引法第 31 条の 4 関係)

(2) 顧客の利益の保護のための体制整備

特定金融商品取引業者等に対し、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。

(金融商品取引法第 36 条関係)

4. 金融商品取引所の業務範囲

金融商品取引所は、認可を受けた場合には、本業の遂行を妨げない限度において、算定割当量に係る取引その他の金融商品の取引に類似する取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。

(金融商品取引法第 87 条の 2 関係)

5. 課徴金制度の見直し

(1) 現行の課徴金の算定方法の見直し

① 発行開示書類等の虚偽記載の課徴金の金額水準の見直し

虚偽記載のある発行開示書類等により有価証券を取得させ、又は売り付けた場合の課徴金の算定方法について、募集・売出し総額の 2.25% (株式の場合は 4.5%) とすることとする。(金融商品取引法第 172 条の 2 関係)

② 継続開示書類の虚偽記載の課徴金の金額水準の見直し

虚偽記載のある有価証券報告書を提出した場合の課徴金の算定方法について、600 万円又は時価総額の 10 万分の 6 のいずれか高い方 (四半期・半期・臨時報告書等の場合はその半額) とすることとする。

(金融商品取引法第 172 条の 4 関係)

③ 風説の流布・偽計の課徴金の金額水準の見直し

風説の流布・偽計に係る課徴金の算定方法について、違反行為終了時までの売付け等 (買付け等) の価格と違反行為後 1 月間の最安値 (最高値) の差額等を基準とすることとする。(金融商品取引法第 173 条関係)

④ 現実売買による相場操縦の課徴金の金額水準の見直し

現実売買による相場操縦に係る課徴金の算定方法について、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価格と違反行為後1月間の最安値（最高値）の差額を基準とした額と違反中に確定した損益の合計額等とすることとする。（金融商品取引法第174条の2関係）

⑤ 内部者取引の課徴金の金額水準の見直し

内部者取引に係る課徴金の算定方法について、重要事実公表前に行った売付け等（買付け等）の価格と重要事実公表後2週間の最安値（最高値）の差額等とすることとする。（金融商品取引法第175条関係）

(2) 課徴金の対象範囲の見直し

① 発行開示書類の不提出を課徴金の対象に追加

届出をせずに有価証券の募集・売出し等を行った場合等について、募集・売出し総額の2.25%（株式の場合は4.5%）の額の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第172条関係）

② 継続開示書類の不提出を課徴金の対象に追加

有価証券報告書の提出義務に違反した場合には、前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期・半期報告書の場合はその半額）の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第172条の3関係）

③ 公開買付開始公告の不実施等を課徴金の対象に追加

公開買付開始公告を行わずに株券等の買付け等をした場合等について、買付総額の25%の額の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第172条の5、第172条の6関係）

④ 大量保有報告書等の不提出等を課徴金の対象に追加

大量保有報告書等の提出義務に違反した場合等について、対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1の額の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第172条の7、第172条の8関係）

⑤ 「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等を課徴金の対象に追加

虚偽のある情報の提供又は公表等の「特定証券情報」等に係る違反行為について法定開示と同様の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第172条の9～第172条の11関係）

⑥ 仮装・馴合売買を課徴金の対象に追加

仮装・馴合売買が行われた場合には、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価格と違反行為後1月間の最安値（最高値）の差額等の課徴金の対象とすることとする。（金融商品取引法第174条関係）

⑦ 違法な安定操作取引を課徴金の対象に追加

違法な安定操作取引が行われた場合には、違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量につき、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間

中の平均価格の差額等の課徴金の対象とすることとする。

(金融商品取引法第 174 条の 3 関係)

(3) 課徴金制度のその他の改正

① 除斥期間を 5 年とすることとする。(金融商品取引法第 178 条関係)

② 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出、自己株取得に係る内部者取引等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額を半額とすることとする。

(金融商品取引法第 185 条の 7 第 12 項関係)

③ 違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額を 1.5 倍とすることとする。

(金融商品取引法第 185 条の 7 第 13 項関係)

④ 審判手続に係る書類の送達場所等の届出を求めることとする。

(金融商品取引法第 185 条の 10 関係)

⑤ 審判の事件記録の閲覧等の請求に対し、正当な理由がある場合でなければその閲覧等を拒むことができない旨を明確化することとする。

(金融商品取引法第 185 条の 13 関係)

6. その他

(1) 金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対する禁止又は停止の命令に係る裁判所への申立て(金融商品取引法第 192 条第 1 項)の権限について、証券取引等監視委員会に委任することとする。

(金融商品取引法第 194 条の 7 関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(第 2 条関係)

1. 特定取引所金融商品市場の創設に伴う改正

投資信託委託会社が利害関係人等との取引を行った場合における受益者等への書面交付義務が適用除外される場合として、受益証券が「特定投資家向け有価証券」であって、当該書面に記載すべき事項が発行者情報として提供又は公表されること等の要件を満たす場合を追加することとする。

(投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条関係)

2. 投資信託の多様化

委託者指図型投資信託について、金銭信託の例外である投資信託の範囲を、「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的する投資信託」に拡大することとする。(投資信託及び投資法人に関する法律第 8 条関係)

3. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正（第3条関係）

1. 商品投資契約の締結等に関する制限の見直し

投資運用業者が投資信託又は投資法人スキームにより商品投資運用を行う場合には、商品投資顧問業者等への投資判断の一任を行うことなく、商品投資契約の締結等や商品投資受益権の販売等を業として行うことができることとする。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律第33条関係）

2. 商品投資顧問業の規制に関する規定の適用除外の範囲の拡大

投資運用業者が投資信託又は投資法人スキームにより商品投資運用を行う場合には、商品投資顧問業の規制を適用しないこととする。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律第40条関係）

四 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法及び労働金庫法の一部改正（第4条～第10条関係）

銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

五 銀行法の一部改正（第11条関係）

1. 銀行の業務

（1）業務の範囲

① 銀行は、銀行業に付随する業務として、外国銀行代理業務を営むことができることとする。
（銀行法第10条関係）

② 銀行は、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務及び算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことができることとする。

（銀行法第11条関係）

（2）顧客の利益の保護のための体制整備

銀行に対し、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。また、銀行持株会社に対しても、これに準じた体制整備を義務付けることとする。
（銀行法第13条の3の2、第52条の21の2関係）

2. 銀行又は銀行持株会社の子会社の範囲等

（1）銀行又は銀行持株会社が特定子会社を通じて子会社とすることができる会社として、「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う

- 会社」を追加することとする。　（銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 23 関係）
- (2) 特定子会社が取得又は保有する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」の議決権については、議決権の取得等制限規制を適用しないこととする。　（銀行法第 16 条の 3、第 52 条の 24 関係）

3. 外国銀行代理業務に関する特則

- (1) 銀行は、外国銀行代理業務を営もうとするときは、所属外国銀行ごとに、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。ただし、当該銀行の子会社等である外国銀行を所属外国銀行とするときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。　（銀行法第 52 条の 2 関係）
- (2) 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務について、銀行業の免許に関する規定、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定及び貸金業法の規定の適用に関し、所要の特例を設けることとする。　（銀行法第 52 条の 2 の 2～第 52 条の 2 の 4 関係）
- (3) 外国銀行代理銀行が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について、金融商品取引法に規定する所要の販売・勧誘規制の準用を行うこととする。　（銀行法第 52 条の 2 の 5 関係）
- (4) 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行等が事業年度ごとに作成した当該所属外国銀行等の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面を、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。　（銀行法第 52 条の 2 の 6 関係）
- (5) 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行の業務又は財産の状況の顧客への説明その他の外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。　（銀行法第 52 条の 2 の 7 関係）
- (6) 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができることとする。　（銀行法第 52 条の 2 の 8 関係）
- (7) 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行が解散をしたとき等には、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。また、外国銀行代理銀行は、当該届出の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならないこととする。　（銀行法第 52 条の 2 の 9 関係）
- (8) 外国銀行代理銀行について、銀行代理業者に係る所要の行為規制の準用を行うこととする。　（銀行法第 52 条の 2 の 10 関係）

4. 銀行持株会社の子会社の範囲等の特例　（銀行法第 52 条の 23 の 2 関係）

- (1) 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社（銀行持株会社の子会社である銀行の子会社以外の子会社）とすることができることとする。

- (2) 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。
- (3) 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な要件を満たすために必要な措置を講じなければならないこととする。

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 保険業法の一部改正（第12条関係）

1. 取締役等の兼職規制の撤廃

保険会社の取締役等と当該保険会社の特定関係者に該当する銀行等又は金融商品取引業者の役職員との兼職に係る規制を撤廃することとする。

(保険業法第8条関係)

2. 保険会社の業務

(1) 業務の範囲

保険会社は、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務及び算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことができることとする。

(保険業法第99条関係)

(2) 顧客の利益の保護のための体制整備

保険会社等（外国保険会社等を含む。）に対し、当該保険会社等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社等又はその子金融機関等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。また、保険持株会社に対しても、これに準じた体制整備を義務付けることとする。

(保険業法第100条の2の2、第193条の2、第271条の21の2関係)

3. 保険会社又は保険持株会社の子会社の範囲等

(1) 保険会社又は保険持株会社が特定子会社を通じて子会社とすることができる会社として、「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を追加することとする。(保険業法第106条、第271条の22関係)

(2) 特定子会社が取得又は保有する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」の議決権については、議決権の取得等制限規制を適用しないこととする。(保険業法第107条関係)

4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 農林中央金庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部改正（第13条・第14条関係）

銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

八 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、金融商品取引業者・銀行・保険会社の間が取締役等の兼職規制の撤廃及び顧客の利益の保護のための体制整備に係る規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2. 経過措置等

- (1) 所要の経過措置等を定めることとする。
- (2) 金融商品取引法等の改正に伴い、関連法律の改正を行うこととする。